

# ボルドー市評議会1791年7月25日付声明の考察

内 田 良 太

## はじめに

筆者は以前、1793年3月5日に公のものとなったジロンド県執行部アレテの分析を通じて、同県の首邑であるボルドー市の指導者層の政治的特質の考察をおこなった<sup>1)</sup>。本稿はその続編をなすものである。

わが国におけるフランス革命史研究はパリ Paris での革命の研究が中心であった、というのはすでに過去の事実に属するといっても過言ではないだろう。パリ以外での革命政治の展開を明らかにするため、地方主要都市を対象とした論考はある程度の数に達した。特にリヨン Lyon、及びルアン Rouen についてはそれぞれ小井氏、竹中氏の研究が注目に値する<sup>2)</sup>。筆者もまた極めて拙いものであるが、革命期第三の都市ボルドー Bordeaux を対象とし、これまで検討を重ねてきた<sup>3)</sup>。

パリにおける革命の図式をそのまま地方に移植するのではなく、地方における革命政治の展開を様々な角度から検証し、その特質を明らかにすること。その上で、パリでの革命を相対化すること。我々はこうした立場を取るべきではないだろうか。

本稿は、上記の問題意識に従い、革命期ボルドー市指導者層の政治的特質の解明を直接の目的とする。具体的には当時の日常生活に最も不可欠な食糧品であるパンと、それをめぐる市指導者層の政策決定に焦点を当てる。検討する史料は1791年7月25日にボルドー市評議会が発給した声明である（以下、単に「声明」と記した場合は、ボルドー市評議会1791年7月25日付声明を指す）。なお、市指導者層という場合、公的な職務に従事している集団、あるいは市内の有力な政治的圧力団体に所属する集団など、多様な検討対象を設定しうる。本稿においては、市自治体構成員のなかでも選挙で選出される市長、及び同じく選挙で選出される市評議会 conseil municipal とコミユヌ総評議会 conseil général de la commune の構成員を指すものとして市指導者層を用いることをあらかじめ指摘しておきたい（なお、各当局の構成については次頁図1を参照のこと）。

史料の詳細については後段に譲るとして、ここで本稿の構成について一言し、本論へとすすみたい。第1章では、18世紀ボルドーにおける食糧供給政策を整理する。パンの問題を取り上げる以上、まず、ボルドーにおけるその供給体制を素描しておく必要がある。具体的にはパンの製造と販売、及びその価格公定措置が対象となる。第2章では声明が発給へと至るまでの歴史的経緯を確認する。そこでは1791年前半における市指導者層とパン屋との協議の過程、及びパン公定価格の値上げに際して発生した市内での1791年7月24日の騒擾が検討される。第3章では声明それ自体の検証がおこなわれる。声明のテキストの伝来について簡潔に触れた後、声明の内容を整理する。以上の検討を踏まえた上で最後に声明が持つ歴史的意味、及び声明から浮かび上がる新たな課題について述べていきたい。

## 1. 18世紀ボルドーにおける食糧供給政策

### 1.1. パンの製造・販売

最初にボルドーにおけるパンの製造と販売に関わる諸規定を本稿に関係する限りで確認しておきたい。

**パンの製造・販売** 18世紀末ボルドーにおけるパンの製造と販売に関する諸規定は、1694年に当時の市当局が改定した規定<sup>4)</sup>が基本となっている。また、ボルドー市自治体がロリアン Lorient 市自治体に宛てた1790年7月21日付通信記録には、ロリアン市が求めたボルドー市のパンの料金表 tarif について記されている<sup>5)</sup>。パンの販売についての諸規定はパン屋組合の規約が詳しい<sup>6)</sup>。これら三つの史料を手がかりに、ボルドーでのパンの製造と販売について素描していく。

ボルドーでは新たな度量衡として1695年からリーヴル livre poids de marc を用いることが決定された。製造するパンについては、白パン choine、コパン cô、黒パン brun, bisであることを確認し、各々の重量を規定した<sup>7)</sup>。また、規定には料金表が添付されており、穀物価格別にリーヴルあたりのパン販売価格が記されていた。例えば、穀物1ボワソー boisseau<sup>8)</sup>（以下、

bx と略記）が3リーヴルで売買された場合、白パン1リーヴルは11ドゥニエ、コパン1リーヴルは9ドゥニエ、黒パン1リーヴルは6ドゥニエで販売されるべきことが決められていた（以下、当時の貨幣単位について、リーヴル、スー、ドゥニエをそれぞれ liv, s, d としばしば略記する）。穀物1bxから製造されるべきパンについても、白パン約44.2リーヴル、コパン約33.5リーヴル、黒パン約35.3リーヴルと決められていた<sup>9)</sup>。パン販売に際しては各店舗毎にパンに刻印を入れること、毎週土曜日、パン屋は市庁舎に赴き、パン公定価格の通達を受けることが決められていた<sup>10)</sup>。

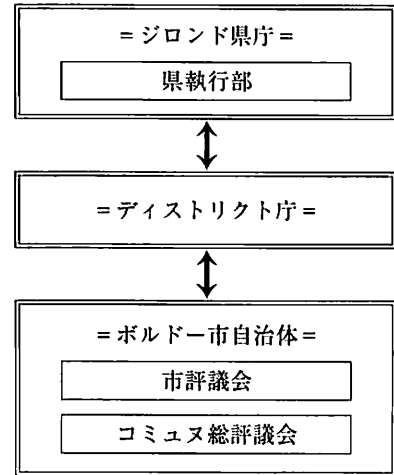
こうしたパンの製造と販売に関わる一連の諸規則は当時、「fourleau」と呼ばれていた。本稿ではパン製造基準と訳しておきたい<sup>11)</sup>。

### 1.2. パン価格公定措置

革命前夜のボルドーで販売されるパンは原則として毎週、パン屋からの購入した穀物価格の申告に基づき、市当局が価格公定することになっていた<sup>12)</sup>。市当局はパン屋が購入した穀物の平均価格をパン製造基準に照らし合わせることにより、穀物の価格と釣り合いの取れたパンの価格を公定することが可能であった。しかしながら、実際にはパン公定価格は毎週設定されていなかったようである<sup>13)</sup>。

ところで、革命期ボルドーのとある自治体構成員が「我が県 [= ジロンド県] とそれを取り巻く地域はぶどう酒しか製造しえず、人口の多い我が県は毎年、多くの資源を提供しうる諸都市に救済を要請する必要がある」と述べている<sup>14)</sup> ように、ボルドー、及びその周辺部では輸出・移送を目的としたぶどう栽培に特化し、そのために耕地改良が断続的に実施された<sup>15)</sup>。したがって、ボルドー市は穀

図1 1791年ボルドー統治体制関係概略図  
(本稿関連機関のみ)



物や小麦粉の供給の大部分を外部に依拠せざるをえなかった<sup>16)</sup>。こうした特異な生産環境にあって、ボルドーへの安定的な穀物供給の維持、及びそれと連動して、市内への安価なパン供給は市指導者層の最重要課題の一つであった。したがって、当時の市指導者層は、最下層民にとっての必需品である黒パンの公定価格を、パン製造基準に基づくそれよりも数ドゥニエ低く設定していた。このことは必然的にパン屋の損失の発生を意味する。市指導者層はしばしばパン屋の損失を補填するために補償金の支払いをおこなっていたのであった<sup>17)</sup>。

## 2. ボルドー市評議会1791年7月25日付声明発給の歴史的経緯

### 2.1. パン公定価格の値上げとその背景

本章では、声明発給に至るまでの過程について整理する。

1791年2月16日、パン屋組合の親方たちは彼らの会合において市自治体と補償金支払いに関する交渉を行うための6人の委員を選出した。同時に委員たちに相談役 conseil の選出もまた許可した<sup>18)</sup>。4月20日、コムヌ総評議会の席上、議長は、パン屋が「穀物価格に基づいて売却されるべき値段以下でパンを販売していた数年分の損失に対する補償金を要請」しており、「パン屋の会計報告の精査をおこなう委員の選出」を提案した<sup>19)</sup>。

こうして1791年におけるパン屋と市自治体との補償金支払いをめぐる交渉がはじまった。とはいえ、両者のあいだで合意には達しなかったようであり、7月18日、市自治体はパン屋から覚書を受領することになる。その後、市自治体はアンドレ・クロジラック André Crozilac、ジャン・ラファルグ Jean Lafargue、ジャン・カメカス Jean Carnescasse の3名を県執行部に派遣し、対応を協議した<sup>20)</sup>。

パン屋提出の覚書の概要、及びそれを受けての県執行部、及び市自治体の協議については、同日付の市評議会議事抄録に簡潔に整理されている。それによると、パン屋は「パン公定価格が穀物や小麦粉の価格と釣り合いが取れておらず、その結果、自らが損失を受けており、したがって、補償金を要請」し、また、「パンの価格公定が毎週、穀物や小麦粉の価格につりあった割合でおこなわれるか、あるいは、毎週、公定価格の不足分をパン屋に補填する」ことを求めたことが窺える。これらのパン屋の要請を受けて、県執行部は「パンの価格公定は今後、穀物と小麦粉の価格に基づき毎週おこなわれる」こと、及び「パンはその価格を決定するために定められた規則に基づく価値に達するまで、漸次値上げされる」ことを決定した<sup>21)</sup>。

県執行部の決定を受け、市評議会は7月23日、翌24日からパンの公定価格を値上げすること、白パンの値段は4sのまま据え置くこと、コパンは2s10dから3s1dに、黒パンは1s10dから2sへと各々2sの値上げすることを決定した<sup>22)</sup>。

以上のように市自治体はパン屋からの要請に従い、パン公定価格を引き上げるか、あるいは補償金を支払うかの選択を迫られ、前者を選択した。この選択が24日の混乱を引き起こす直接的原因のひとつとなった。

### 2.2. ボルドー市内における騒擾

7月24日午前8時頃、市庁舎内で待機していた警備担当の自治体構成員は「昨日、市評議会によって議決されたパン値上げに端を発した動揺が発生し、市内各所で群衆が形成されている」ことを知らされた。彼は他の自治体構成員に使いを送り、直ちに市庁舎に赴くよう通達した。市長ら18名に加え

て、県執行部構成員ギヨーム・ラフォン Guillaume Lafon が市庁舎に集まった。その頃にはすでに「大群衆」が市庁舎に集まり、群衆は「パンの値段は、値上げ以前のそれに据え置かれるべきことを大声で要請した」。市長らは群衆の説得に努めるも、「叫び声は二倍になり、パン値下げの求めはますます全体的なものとなり、威圧的なものとなっていった」<sup>29</sup>。

市長らはラフォンの同意の上で「人民 *peuple* に満足を与えること」を決め、パンの価格を値上げ以前のそれに設定し直すことを通達した。通達では、市長らは「人民の行政官たちは市内の必需品を確保するため、様々な種類のパンの値段を穀物の価格と釣り合わせることを欲した」と、自らの決定が恣意的ではないこと主張し、「ほとんど知育されていない人、あるいは悪意ある人によって騙された、そして、おそらく興奮した一部の大衆 *public* は、とがめられるべき放蕩に身をゆだねようとした」と述べ、この混乱を一部の人間による行過ぎた行為として断罪した。続けて市長らは「一時的に *provisoirement*」先週のパン公定価格を採用することを決定したのであった<sup>30</sup>。

群衆はパン値下げの決定を拍手喝采で受け入れた。しかし、市庁舎や市内各所の群衆は解散することにはなかった。結局、市長らは国民衛兵総司令官に命令を下し、国民衛兵の力によって群衆を解散させた。その際、男性25名、女性2名が逮捕された。市内は平穏を取り戻した<sup>31</sup>。

この混乱について、ドフィヌ Dauphine 広場の一角に店舗を構えるパン屋のロルダ Lordat の妻が市自治体に覚書を提出しており、その内容が市評議会議事抄録に記録されている。それによると「小麦粉が盗まれ、パン焼き釜が取り去られた」こと、また、「店舗に陳列されたばかりの複数の黒パンがパン種をこねるための道具や灰の中へと投げ込まれた」ことが記されていた。24日朝の騒擾では群衆による市庁舎に対しての示威行為だけでなく、ある程度の略奪行為が存在していたことも窺える<sup>32</sup>。

市内における混乱を踏まえ、同日午前中のうちに県総代は市庁舎に書簡を送った。彼は対策を協議するために県執行部への委員の派遣を市自治体に要請した。委員として選出されたピエール・セール Pierre Sers<sup>33</sup> とクロジラックは、直ちに県執行部へと赴いた<sup>34</sup>。

協議の後、委員たちは市庁舎に戻ると決定事項を通達した。それは「大衆を教化するための声明を作成する」こと、及び「パンの公定価格を昨日 [=23日] のそれに再度設定する」ことであった。声明はセールが作成することになった<sup>35</sup>。

委員たちの報告の後、市自治体構成員は同日夕方、市内のパン屋すべてを訪問することを決定した。それは「大衆の需要に一致するだけの量のパンを製造するよう要請するため」であり、「パン屋の営業と各店舗のパン供給量を調査するため」であり、パン値上げが一時的に中断していた時期の損失を補填するために補償金の支払いをおこなうことを約束するためであった<sup>36</sup>。

以上の経過について、再度、要点のみを確認しておく。パン公定価格の値上げは、24日の騒擾を招いた直接的原因であった。群衆の圧力に屈し、市指導者層はパン値上げを一時的に撤回する。しかし、上級当局たる県執行部との協議の結果、市指導者層は再びパンの値上げに踏み切らざるを得なくなった。したがって、セールが作成する声明は、大衆を教化するためのものであり、同時にパンの値上げを正当化するための根拠となるものであり、逆から見れば、それは市内に混乱を招いた指導者層自らの失策に対する弁明の書という意味を帯びることになる。ここで章を改め、声明の内容について検討していく。

### 3. ボルドー市評議会1791年7月25日付声明の概要

#### 3.1. 史料

7月25日、市役人セールが作成した声明の草案は、市評議会で読み上げあげられ、採択されることになる。筆者がジロンド県文書館、及びボルドー市文書館で調査した限り、当該草案については、①ボルドー市評議会議事抄録<sup>31)</sup>に記載されたもの、及び②「パン公定価格に関するボルドー市市長と市役人議決」と題された配布用印刷物<sup>32)</sup>の二種類が史料として伝来している。以下、本稿では上記①を参照し、必要に応じて②を参照する。

上記①ボルドー市評議会議事抄録について一言しておく。

当該議事抄録には1791年7月20日から同年10月8日までの議決内容等が記されている。同議事抄録は196の紙葉からなり、その大きさは縦38.5cm、横24cmである。各フォリオの行数は一定ではないが30行から40行程度であり、左端から約5cmのところには罫線が引かれている。本稿で取り上げる声明は、フォリオ11裏から18裏に写されている。なお、当該議事抄録は複製本されたものであり、表紙と裏表紙はその際に新たに付されたものである<sup>33)</sup>。

以下、声明の内容を七つに分け、検討していくが、声明からテキストを引用する際、算用数字による議事抄録の葉数（頁数）とその裏表表示（recto と verso）を本文中に表示する——例えば、[13表]とか [14裏] のように示す——ことで処理した。

#### 3.2. 声明の内容

**パン公定価格の維持** 声明は冒頭で、「正義 justice の諸規則に基づき、行政官は常に自らの行動を導くべき」であり、「行政官は公事 chose publique を損なうことなしに決して正義から離れはしない」と訴える [12表]。続いて、問題となっているパンの公定価格について触れる。大前提として、パンを含め、総ての価格公定措置は廃止されるべきこと、そして、それこそが正義であることが述べられた。したがって、パン価格公定措置を廃止するために市自治体は「3月28日に市内28セクション集会<sup>34)</sup>に送付した所見<sup>35)</sup>で同僚市民 concitoyens の意見を探ろうとした」[12表]。しかし、セクション集会側は「古くからの慣習を変えるにはあまりに多くの不都合が存在している」と、さらには「人民は深く根を張った偏見によって、その慣習を人民のために確立されたもの」と信じており、したがって、市指導者層は「パンの製造と販売の非常に限られた自由」を「選択せざるをえなかった」と述べ、「価格公定という慣習の保持」を決定したと言及する<sup>36)</sup>。同時に公定措置は維持されるが、パンの値段はその製造基準の変化に従うべきことを喚起する [12表]。

**パン公定価格引き上げの必要性** 第二に声明はパン公定価格値上げの様々な理由を列挙する。まず、1791年前半の状況について説明する。それまで、パン公定価格は徐々に下がっていたのだが、「状況は変わった。収穫は期待されていたよりも良くなかった。穀物価格はガロンヌ河上流において上昇していった」。「ラ・レオール La Réole においては50s から3liv に上昇した。ボルドーでは、bx あたり13liv から14liv にまで、最後には、なお増加の兆候を示しつつも7月18日に14liv8s1d に達した」[12裏]。このように穀物価格の上昇を受け、パンの値上げが必要になったことを指摘する。

さらに「世論を啓発する方が良い」と判断し、パン値上げについて、その理由を六点列挙している [12裏]。①現状、「パンの値段は小麦粉の値段以下であり、そのことにより、パン屋は確実に bx あたり少なくとも 5 liv の損失」を受けており、「結果的に損をすることになる仕事をパン屋に強いること

は極度に不当」である [12裏-13表]。②「ボルドーでの [パンの] 値段は農村での値段よりも安く、投機が発生している [13表]。③パン屋は現在、パンの製造によって損をしているので、穀物商 *marchands et commissionnaires de garins* はパン屋につけ *crédit* での売却をおこなわなくなった [13表]。④「穀物と小麦粉の所有者はそれらを確実に、そして有利に売却できるという見通しを持つ限りにおいてのみボルドーに物資を運ぶ」のであり、現在、彼らにとってボルドーは有益な市場ではない [13表]。⑤ガロンヌ河上流の諸都市では穀物売買価格がボルドーよりも高く、結果、ガロンヌ河上流からボルドー宛の物資は途中の諸都市で売却されてしまう [13表]。⑥ナント Nantes では穀物価格が上昇しており、そのことはブルターニュ Bretagne からの物資がボルドーに届かないことを意味している [13裏]。

**パン値上げが事前に通達されなかった理由** 第三に声明は以上の理由によってパンの値上げをおこなったことを説くが、同時にパン公定価格の値上げが事前に知らされなかった理由に触れる。その理由とは「値上げや値下げについては、それらが生じる前日に裁定されるという慣習が長い間存在した」というものであった [14表]。値上げが事前に通達された場合の不都合については次の二点を指摘する。①「二、三日以内に値上がりが生じることを明確に知ったパン屋は、その間、できる限り少なくパンを製造」しようとする。「各々ができる限り損失を減らそうとするのは当然」である [14表]。②「パン公定価格引き上げを前もって知らされた大衆は、群をなしてパン屋を訪れるであろう。通常のたくわえを保持するにとどめていたものは、その二倍、三倍、あるいはそれ以上を求めようとする。農村の住民もまた同様に行動」し、その結果、「パンが突然、パン屋からなくなってしまうだろう」 [14表]。

**三種類のパンの関係性** 第四に声明はボルドーで製造されている三種類のパンのあいだに存在する関係性を述べる。まず、「他の二種類のパン [=コパンと白パン] の値段を値上げし、黒パンの値段を好きなだけ値下げすることができる」と考える人がいることに触れる。たしかに「金持ち、あるいは裕福なものに値上げを押し付け、貧民を緩和する」ので、適当な判断であるかもしれないが、それは誤りであることを指摘する [14表-14裏]。その理由として、まず、「穀物 1 bx から白パン45リーヴルを製造することはできず、一般には18-20リーヴルしか製造できない」というパン屋の主張を取り上げ、穀物1bx から白パン45リーヴル、コパン35リーヴル、黒パン35リーヴルが製造されるべきであり、それはこれまでのパン製造試験、及びその結果の料金表に基づいていることを説く [14裏]。次に現実的問題として「あるパン屋は同業者よりもとても多くの白パンを売っていることに鑑み、また、別のパン屋は、より多くのコパンと少ない白パンを売っていることに鑑み、最後にさらに別のパン屋は他の二種類のパンより多くの黒パンを売っていることに鑑み、多くの別種の不都合とは異なる、都市の複数のパン屋の間にとっても大きな不平等が存在している」ことを述べ、それにより「いくつかのパン屋は利益をあげ、ゆとりを手に入れており、そのことは投機を可能とし、窮地を脱することを可能とする。他方で、他のパン屋は損をし、一日の収入分で生活をし、前もって供給されることなく、支払い不能な状態になること」を指摘する [15表]。以上のことから、「あまり裕福でないパン屋がほんのわずかしか製造することができない質のパン [=白パン]、そのようなパンが高い値段に公定されているという状況において、当該パン屋は、自らが製造したパンをその価値以下で売却することが義務づけられる」ことは不当であり、したがって、「料金表を放棄すべきでない」とまとめる [15表-15裏]。続いて、黒パンの特質について言及する。「低質なパン [=黒パン] がその本当の価値以

下」で売却された場合、「都市における黒パンの消費が増えるだけでなく、周囲の農村の住民がボルドーにそれを購入しに来る」のであり、結果、市内で黒パンを欲している人が買えず、「原料の希少性の高まりと値段の高騰」を生み出すことになる [15裏]。

以上のようにセールは、白パンやコパンを値上げし、黒パンを値下げするという方法を否定する。同時にパンの値段が、穀物や小麦粉の値段以下であった場合に発生する不都合について、「最も必要な食糧品を現実的な価値以下に維持しようとする政策」は「所有権の侵害」である、と所有権の観点から問題点を示唆する [15裏-16表]。具体的には「パン屋に対し、製造したパンを損するように売却させることができるのは、どのような権利であろうか」。「今日、各々がパン屋の店舗を開設する権利を持っており、また都市の門は、食糧品を持ち込もうとするすべての人々に対して開放されており、あなた方は持ち込むことを助長させようとし、また、あなた方の権限の範囲内にあるあらゆる手段を持ってして競争を奨励しようとした。それにもかかわらず、パン屋だけにパンの製造に関する法を課すことができるのだろうか」とセールは述べる [16表]。セールは所有権、あるいは営業の自由の原則を持ち出すことにより、パンがその原料以下に価格公定されることの矛盾を指摘する。

**啓蒙の必要性** 第五に声明は啓蒙の必要性を喚起する。これまで言及してきた諸事項を「正義の行為」とし、同意しないものは市民ではないことを説き、「大衆は日々、本当の利害について理解しつつある。たくさんの善良なエスプリは、旧体制が生み出した多くの偏見と首尾よく戦っている」が、さらに「理論よりも実践によって」人民を啓蒙する必要性を述べる [16表-16裏]。

具体的には、①「各個人は1bx から + bx までの小麦粉を購入することができること、小麦粉からパンを製造することは自由であり、容易であること、そして、パンをカノリエ canauliers<sup>m</sup> において焼かせることができることは真実である」と述べ、パン屋への不満を述べるものに対しては、パン種をカノリエに持ち込み、焼かせることを推奨する [16裏]。パン屋に依存しない別の方法として、「あなた方自身でパンを作りなさい。あなた方にとってはもっとも簡単なことである。なぜならば、そのためには優れた資格も巨大な手段も必要ないからである。貧しい世帯における器用で活動的な女性は、簡単にそのような配慮を彼女の家族が必要としていることに付け加えることができるだろう」と通達するよう述べる [16裏]。次に②開明的な人々から覚書や訓告を受け取り、それらを「人民が理解できるように」すべきことを示唆する [16裏-17表]。③さしあたりは「あなた方の管轄の範囲内で、また、法があなた方に利用を許している手段で、あなた方は都市の必需品を確保することに主に専念すべきである」と述べ、パン価格公定措置の廃止までは、パン製造基準に基づき価格の決定をおこなうことを再確認する [17表]。

**パン公定価格の値上げ** 第六に声明は7月24日の混乱に言及し、その際、パン公定価格の値上げを一度は撤回したことに触れ、その理由を「民衆が誤って誘惑された」ために無秩序が発生したことに鑑み、「将来、民衆がこの点について間違いを犯すことがないようにするために必要な政策の実施を保留し、一時的に先週の公定価格を再設定し」たに過ぎないと説明した [17裏]。したがって、一時的措置であったため、「諸君、人民に知らせなさい。公定価格は直ちに再設定されることを」と付け加え、新たなパン公定価格の設定を宣言する [17裏]。

**議決の勧告** 最後に声明は、これまでの所見に従い、市自治体が以下の四項目を通達するため、遅滞なく議決をおこなうことを勧告する。すなわち、①「以後、ボルドーでは、現存する料金表に従い、パン製造基準に基づく値段と釣り合いの取れたパンの公定価格を維持しようとするあなた方の断固た

る決意」[17表]。②「あなた方が先週の土曜日に設定した公定価格はただちに再確立されるべきであること」[17表]。③「以後、大衆は三種類のパンの値段を記した掲示物により、その公定価格把握することができ、それはパン屋の入口に掲示されるべきこと」[17表]。④「この政策を最終的に採択する前に県執行部、及びディストリクト執行部の行政官に付託すること」[17表]。

### 3.3. ボルドー市評議会1791年7月24日付アレテ

これまで声明の内容を整理したが、その論点を簡潔にまとめるならば、以下である。①パンの公定価格はパン製造基準に基づき制定される。②貧民を助け、パン屋が損をするような価格設定はおこなわない。③パン公定価格は23日に設定したそれを採用する。つまり、一時的に撤回した値上げを実施する。

声明の後、市評議会アレテが続く。その内容は以下5条である。

第1条「パン公定価格は、以後、毎週、パン製造基準に基づき、また、タリフに従って […] 設定される。」[18表]

第2条「様々な種類のパンの公定価格は売却の前に、価格が変わる日に貼りだされる掲示物によって大衆に通達される。」[18表]

第3条「今週のために先週の土曜日に設定された公定価格は、先立つ条項で規定された事項に従い、直ちに再設定される。」[18表]

第4条「さらに市長と市役人は、市役人のひとり [=セール] による評言に含まれている説明や諸原理を全面的に採用する。したがって、当該評言を本議決の冒頭に印刷することを命じる。」[18裏]

第5条「最後に当該決議は印刷され、公開され、市内と外区のあらゆる慣習的な場に掲示される。」[18裏]

#### おわりに

本稿の目的は、ボルドー市評議会1791年7月25日付声明を手がかりとし、市指導者層の政治的特質の一端を解明することであった。声明の歴史的意味について整理し、また、声明の検討の過程で浮かび上がった課題を指摘することで、本稿のむすびとしたい。

声明の歴史的意味は、声明の末における市評議会アレテ第1条に明確に記されている。繰り返しになるが、第1条は「パン公定価格は、以後、毎週、パン製造基準に基づき、また、タリフに従って […] 設定される」ことを規定していた [18表]。パンの値段は穀物の価格に従い変動すべきである、と市指導者層は明確に宣言したのであった。

本稿で取り上げた声明がボルドー市評議会承認されて2ヵ月もたない1791年9月3日、憲法制定議会は1791年憲法を採択する。この憲法により成立した新たな体制の特徴について、遅塚氏は「政治的には制限選挙制による有産者寡頭支配、経済的には所有権の絶対と「取引の自由」とを軸にする経済的自由主義」と指摘する<sup>39)</sup>。遅塚氏の指摘と声明とを照らしあわせてみよう。「所有権の絶対」については声明もまた主張している [15裏-16表]。取引の自由についてはどうか。声明は需要と供給の関係をはじめとした市場原理についてしばしば言及し、また、パンを含めた物資の価格公定措置



の必要性にもたしかに言及していた（本稿3.2参照）。とはいえ、パンの値段を市場経済にゆだねることは、当時のセクション集会によってすでに反対され、指導者層は自由主義的な市場原理を市政に適用できなかった。したがって、彼らはパンの価格公定措置は継続するが、市場への過剰な介入をおこなわないという地点で妥協したのであった。本稿が取り上げた声明は、革命という政治的、経済的に不安定な時期において当時の市指導者層が自らの経済理念に従い妥協できる地点を模索した一つの結果であった。

声明に拠る限り、市指導者層が選ぶべき選択肢には①パン価格公定措置を廃止する、②パン公定価格を市場における穀物の価格に連動させる、③パンの公定価格を穀物の価格に基づいたものよりもさらに低く設定する（＝市場への積極的な介入）の三つがあった。革命が急進化し、1793年になると穀物への最高価格法<sup>39)</sup>が導入され、市指導者層が選ぶべき選択肢はさらに増えることになる。革命の進展によって市指導者層の政策過程がどのようにかわってくるのか、より長期的な視野で検討を試みる必要があるのではないか。

本稿で取り上げた声明において市指導者層はパンの値上げを再度宣言した。実際に値上げが実施されたのは、7月28日からであった。白パンは4s、コパンは3s1d、黒パンは2sとされた。同時に不測の事態に備えて、市内各所に国民衛兵を配置した。28日、パン公定価格の値上げは実施された。同日、市指導者層は県、及びディストリクトの両当局に対し、「公共の秩序は少しも乱されていない。都市には最大級の平穏が行き渡っていた。市民たちは実施された政策に極めて満足しているようである」と書簡を送るのだった<sup>40)</sup>。

## 註

- 1) 拙稿「ジロンド県執行部1793年3月5日付アレテの考察」『熊本大学社会文化研究』3、2005年、161-181頁。以下、「アレテの考察」と略記。なお、当時、アレテは、現在でいう条例——アレテを発した当局の管轄地域のみで適用される——という意味と単なる決定事項という二つの意味を内包していたようである。
- 2) リヨンについては以下を参照。小井高志『リヨンのフランス革命』立教大学出版会、2006年。なお、1793年のリヨン、及びその近郊諸都市を扱った欧語研究文献として、以下を参照。Benoit B.(dir.), *1793(Chahier d'histoire)*, 38, 1993; Francesco, A. de, « Les rapports entre administrateurs et administrés à Lyon dans les premières années révolutionnaires, 1789-1793 », Benoit, B.(dir.), *Ville et Révolution française*, PU de Lyon, 1994, pp.217-228. ルアンについては以下を参照。竹中幸史『フランス革命と結社——政治的ソシアビリティによる文化変容』昭和堂、2005年。高橋暁生「フランス革命期地方都市の政治的態度と地域的背景——ルアンの穀物供給問題」『社会経済史学』68-2、2002年、65-86頁。ダンケルク Dunkerque を中心とする北部フランス諸都市については以下を参照。佐藤真紀「フランス革命初期ワッテン Watten 市における食糧騒擾について」『人文科学論集（信州大学人間情報学科編）』39、2005年、121-135頁。同「1792年初頭のダンケルク市食糧暴動にみる地方ブルジョワジーの権力」『史学雑誌』107-7、1998年、42-65頁。なお、ダンケルク、及びその近郊諸都市における物資供給に関する欧語研究文献としては以下を参照。Lefebvre, G., *Documents relatifs à l'histoire des subsistances dans le district de Bergues pendant la Révolution (1788-AnV)*, 2tomes, Lille, 1914. パリ近郊の要所に位置したヴェルノンについては以下を参照。早川理穂「ヴェルノン事件」『史観』149、2003年、64-72頁。

- 3) 拙稿「アレテの考察」、及び、拙稿「フランス革命期ボルドー都市自治体派遣委員の書簡に関する考察 (1792年)」『熊本大学社会文化研究』4、2006年、123-140頁。以下、「書簡に関する考察」と略記。
- 4) Archives municipales de Bordeaux(AMBx), HH20, Nouveau règlement des Messieurs les Maire et Jurats, Gouverneurs de Bordeaux, Juges criminels et de police, pour le prix des trois sortes de pain qui se doivent faire et vendre à la livre en la ville de Bordeaux, par les maîtres boulangers, Bordeaux, 1695 [imprimé]. 以下、当該印刷物からの引用は Nouveau règlement と略記し、印刷物の各頁に付された頁数を記す。
- 5) AMBx, D138, Registre de correspondance de la municipalité de Bordeaux, le 21 juillet 1790.
- 6) AMBx, 10c451, Statuts et règlements des maîtres boulangers de la ville et faubourgs de Bordeaux, 1786 [imprimé]. 以下、Statuts et règlements des maîtres boulangers と略記し、印刷物の各頁に付された頁数を記す。
- 7) Nouveau règlement, pp.3-4. ここでボルドーにおいて製造されていた3種類のパンについて補足しておく。革命前夜のボルドーで製造されたパンは若干の衾を含んでおり、その含有の程度によって白パン、コパン、黒パンに分類されていた。白パンが最上級であった。AMBx, D138, le 21 juillet 1790.
- 8) 穀物1ボワソーは約120リーヴル、パリでの半ステイエ setier に相当した。AMBx, D138, le 21 juillet 1790.
- 9) 筆者が参照した史料 (AMBx, D138, le 21 juillet 1790) では、穀物1bxから製造されるべきパンについて、実際には分数で表記されていたが、本稿では当該数値について、小数で表記することにした。参考までに分数での数値を列挙しておく。白パン44 罫リーヴル、コパン33 罫リーヴル、黒パン35 罫リーヴルである。
- 10) Statuts et règlements des maîtres boulangers, pp.24-25.
- 11) 筆者は拙稿「アレテの考察」において、「fourleau」を「穀物平均価格」と訳していた。「穀物平均価格」では「fourleau」が持つ役割の一部しか意味していないことを踏まえ、本稿では「パン製造基準」と新たに訳しなおすことにする。
- 12) Statuts et règlements des maîtres boulangers, pp.24-25.
- 13) Benzacar, J., *Le pain à Bordeaux au dix-huitième siècle*, Bordeaux, 1905, p.15.
- 14) AMBx, D142, Registre de correspondance de la municipalité de Bordeaux, le 19 janvier 1793.
- 15) ボルドー、及びその近郊でのワイン生産への特化とその事情については以下を参照。ディオソ (福田他訳)『フランスワイン文化史全書——ぶどう畑とワインの歴史』図書刊行会、2001年、340-371頁、及び405-410頁。
- 16) Benzacar, *op.cit.*, pp.8-9.
- 17) パン屋への補償金支払措置については、拙稿「アレテの考察」170-171頁を参照。
- 18) Archives départementales de la Gironde(AD33), C1782, Registre des délibérations de la communauté des maîtres boulangers de Bordeaux, séance du 16 février 1791.
- 19) AMBx, D98, Registre des délibérations du Conseil général de Bordeaux, séance du 20 avril 1791.
- 20) AMBx, D91, Registre des délibérations du Corps municipal de Bordeaux, séance du 18 juillet 1791.
- 21) *Ibid.*
- 22) AMBx, D92, Registre des délibérations du Corps municipal de Bordeaux, séance du 23 juillet 1791.
- 23) AMBx, D92, séance du 24 juillet 1791.
- 24) *Ibid.*
- 25) AMBx, D92, séance des 24 et 25 juillet 1791.

- 26) AMBx, D92, séance du 24 juillet 1791.
- 27) ビエール・セール (1746-1809)。プロテスタントの家系に生まれる。革命前夜は貿易商 *négociant* としてボルドーに居住していた。全国三部会召集に際しては、ボルドーでの選挙集会の構成員として選出される。1789年7月の市政革命の後、事実上、ボルドーの市政を担った90人選挙人集会で複数の役職を経験。特に1789年後半から同集会の議長を担当。1790年4月、市自治体構成員に選出される。1791年、立法議会議員に選出される。1792年、同議会が解散した後、ボルドーに戻る。その後、ジロンド県執行部において議長を務める。1793年6月、ボルドーにおいてジロンド県公安人民委員会が成立した際、初代議長に選出される。こうした公的機関での政治経験に加え、彼は1790年、憲法の友の会 *société des Amis de la Constitution* (=政治結社) 創設に際し、その会員第一号となる。以上のようにセールは革命期ボルドーで最も重要な人物のひとりであった。*Archives historiques du Département de la Gironde*, t.30, 1895, p.301; Mathan, A. de, *Girondins jusqu'au tombeau*, Bordeaux, 2004, p.101.
- 28) AMBx, D92, séance du 24 juillet 1791.
- 29) *Ibid.*
- 30) *Ibid.*
- 31) AMBx, D92, séance du 25 juillet 1791.
- 32) AD33, 4L104, Délibération de Messieurs les Maire et officiers municipaux de la ville de Bordeaux; concernant la taxe du pain, du 25 juillet 1791 [imprimé].
- 33) ボルドー市文書館所蔵の史料は、その多くが1862年6月13日の火災で影響を受けている。本稿で取り上げる議事抄録もまた同様であり、紙葉の一部が焼失している。その後、焼失した原本が複製本されたのだが、これについて、議事抄録 (AMBx, D92) には何ら記されていない (筆者がかつて検討した議事抄録 (AMBx, D102) にはアーキヴィストが作業をおこなった旨が記されている。拙稿「アレテの考察」178頁、註11参照)。
- 34) セクション集会について補足しておく。セクション *section* とは、憲法制定議会が1789年12月14日に定めた自治体法で規定された、選挙区のことを指している。選挙に際し、各セクションの能動市民 *citoyen actif* (=選挙権有資格者) は、自治体が指定した場所に集まり、集会を開催し、投票等をおこなった。自治体法第24条は、能動市民による集会は選挙後、継続が認められないこと、及びコミュヌ総評議会による召集命令なしには集会を開催できないことを定めている。また、同条項はセクション集会の開催要項として、能動市民150人からの開催要請があった場合、コミュヌ総評議会はセクション集会を召集すべきことを定めている。なお、ボルドーには28のセクション集会が存在していた。Duvergier, J.-B.(éd.), *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil-d'Etat*, t.1, Paris, 1834, p.67 (réimpression Schmidt Periodicals GmbH., 1995).
- 35) 当該所見については以下を参照。AD33, 4L67, Observations de Messieurs les Maire et officiers municipaux de la ville de Bordeaux, sur la délibération de 163 citoyens actifs qui ont demandé la convocation des 28 sections de la Commune, du 28 mars 1791 [imprimé].
- 36) セクションによる意見表明の詳細については以下を参照。AD33, 4L67, Extrait du rapport fait dans la séance du conseil général de la Commune, le 18 juin 1791, par M. Lagarde, officier municipal, au nom du comité chargé du dépouillement des procès verbaux des sections [imprimé].
- 37) カノリエ *canulier* とは革命前夜のボルドーに存在した同業組合のひとつである。カノリエはパン製造をおこなっていたようだが、パン屋と異なる点は①パン公定価格に従う必要がないこと、したがって、任意の大きさ、重さのパンを製造することができたこと、②個人が持ち込んだパン種を焼くサー

ヴィスをおこなっていたことが挙げられる。革命前夜の市当局の文書目録に拠る限り、1617年にはすでにカノリエは存在していたこと、またパンだけでなく菓子類も製造していたことがわかる。また、1767年の王令では、カノリエの親方は8人と規定されていた。しかし、これは遵守されなかった、もしくは親方の増員が認可された模様で、1789年には少なくとも31人の親方が存在していた。AMBx, HH134, *Etat des corporations et communautés d'arts et métiers de la ville de Bordeaux ; Inventaire sommaire des registres de la Jurade, 1520 à 1783*, vol.2, Bordeaux, 1901, pp.411-413 et 415.

- 38) 遅塚忠躬『ロベスピエールとドリヴィエ』東京大学出版会、1986年、3頁。
- 39) Duvergier, *Collection complète des lois...*, t.5, p.266-268.
- 40) AMBx, D92, séances des 27 et 28 juillet 1791.

## Observation sur la proclamation du conseil municipal de Bordeaux du 25 juillet 1791

UCHIDA Ryota

23 juillet 1791, le personnel politique de cette ville a arrêté l'augmentation de la taxe de pain, à cause des pétitions de la communauté de boulanger. Le jour suivant, les attroupements, demandant la diminution du prix de pain, s'étaient formés aux environs du Hôtel de ville et dans d'autres quartiers dans la ville. Le personnel politique s'est plié à cette pression. Après le calme, il discutait sur les mesures nécessaires pour rétablir la taxe que il avait arrêté. En conséquence il a décidé de rédiger une proclamation pour éclairer les habitants de cette ville et porter l'augmentation de la taxe de pain.

Le but de ce mémoire est de mettre en lumière quelques caractéristiques du personnel politique à la municipalité de Bordeaux durant la période révolutionnaire, en analysant une proclamation de la conseil municipale de Bordeaux du 25 juillet 1791.